

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	平成19年度三重県立高等学校入学定員	教育改革室	1頁
人事異動	三重県立図書館協議会委員の委嘱について	生涯学習室	3頁
お知らせ	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例	スポーツ振興室	4頁

告 示

三重県教育委員会告示第26号

三重県高等学校条例（昭和39年3月25日条例第46号）第4条の規定により、平成19年度三重県立高等学校入学定員を次のとおり定めます。

平成18年7月11日

三 重 県 教 育 委 員 会

平成19年度 三重県立高等学校 入学定員

(全日制課程)

学 校 名	学 科 ・ コース名	入 学 定 員
桑 名	普 通	320
	理 数	40
	計	360
桑名衛生看護分校	衛 生 看 護	40
	計	40
桑 名 西	普 通	320
	計	320
桑 名 北	普 通	200
	計	200
桑名工業	機 械	40
	材 料 技 術	40
	電 気	40
	電 子	40
	計	160
いなべ総合学園	総 合 学 科	320
	計	320
四 日 市	普 通	280
	国 際 科 学 コース	80
	計	360
四 日 市 南	普 通	240
	数 理 科 学 コース	80
	計	320
四 日 市 西	普 通	240
	比 較 文 化 ・ 歴 史 コース	40
	数 理 情 報 コース	40
	計	320
朝 明	普 通	200
	福 祉 コース	40
	計	240

学 校 名	学 科 ・ コース名	入 学 定 員
四 日 市 四 郷	普 通	240
	ス ポー ツ 科 学 コース	40
	計	280
四 日 市 工 業	機 械	80
	電 子 機 械	40
	電 気	40
	電 子 工 学	40
	建 築	40
	物 質 工 学	40
	自 動 車	40
計	320	
四 日 市 中 央 工 業	機 械	80
	電 気	40
	化 学 工 学	40
	都 市 工 学	40
	設 備 シ ス テ ム	40
計	240	
四 日 市 商 業	商 業	200
	情 報 処 理	80
計	280	
四 日 市 農 芸	生 産 科 学	40
	食 品 科 学	40
	環 境 造 園 学	40
	園 芸 科 学	40
	生 活 文 化	80
計	240	
菟 野	普 通	160
	計	160

括弧でくくった学校・学科については「くくり募集」を行います。

学 校 名	学科・コース名	入学定員
川 越	普 通	240
	英 語	80
	計	320
神 戸	普 通	240
	理 数	80
	計	320
飯 野	応 用 デ ザ イ ン	80
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	80
	計	160
白 子	普 通	200
	文 化 教 養 (吹 奏 楽) コ ー ス	40
	生 活 創 造	40
	計	280
石 業 師	普 通	200
	計	200
稲 生	普 通	80
	情 報 コ ー ス	80
	体 育	80
	計	240
亀 山	普 通	120
	シ ス テ ム メ デ ィ ア	80
	総 合 生 活	40
	計	240
津	普 通	360
	計	360
津 西	普 通	280
	国 際 科 学	80
	計	360
津 商 業	ビ ジ ネ ス	200
	情 報 シ ス テ ム	80
	計	280
津 東	普 通	320
	計	320
津 工 業	機 械	120
	電 気	40
	電 子	40
	建 設 工 学	40
	計	240
久 居	普 通	240
	ス ポ ー ツ 科 学 コ ー ス	40
	計	280
久 居 農 林	生 物 生 産	40
	生 物 資 源	40
	環 境 情 報	40
	環 境 土 木	40
	生 活 デ ザ イ ン	80
	計	240
白 山	普 通	80
	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	40
	計	120
上 野	普 通	320
	計	320
あ け ぼ の 学 園	総 合 学 科	80
	計	80
上 野 商 業	普 通	80
	情 報 ビ ジ ネ ス	40
	健 康 生 活	40
	福 祉	40
	計	200

学 校 名	学科・コース名	入学定員
上 野 工 業	機 械	40
	電 子 機 械	40
	電 気	40
	住 環 境 工 学	40
	計	160
上 野 農 業	食 農 科 学	40
	景 観 園 芸	40
	計	80
名 張	総 合 学 科	200
	計	200
名 張 桔 梗 丘	普 通	240
	計	240
名 張 西	普 通	200
	英 語	40
	情 報	40
	計	280
松 阪	普 通	280
	理 数	40
	計	320
松 阪 工 業	機 械	80
	電 気 工 学	40
	工 業 化 学	40
	繊 維 デ ザ イ ン	40
	自 動 車	40
	計	240
松 阪 商 業	情 報 ビ ジ ネ ス	120
	情 報 シ ス テ ム	40
	国 際 教 養	40
	計	200
飯 南	総 合 学 科	80
	計	80
相 可	普 通	120
	生 産 経 済	40
	農 業 土 木	40
	食 物 調 理	40
	計	240
宮 川	普 通	80
	計	80
昴 学 園	総 合 学 科	80
	計	80
明 野	生 産 技 術	40
	食 品 科 学	40
	経 済	40
	生 活 教 養	40
	福 祉	40
	計	200
宇 治 山 田	普 通	320
	計	320
伊 勢	普 通	280
	国 際 科 学 コ ー ス	40
	計	320
宇 治 山 田 商 業	商 業	160
	情 報 処 理	40
	国 際	40
	計	240
伊 勢 工 業	機 械	80
	電 気	80
	建 築	40
	計	200

学 校 名	学 科 ・ コース名	入 学 定 員
南伊勢	普 通	80
	普 通	80
	計	160
鳥 羽	総 合 学 科	160
	計	160
志 摩	普 通	120
	国 際 コー ス	40
	計	160
水 産	海 洋	30
	水 産 製 造 ・ 増 殖	40
	機 関	35
	計	105
尾鷲長島校	普 通	40
	計	40
尾 鷲	普 通	120
	プログレッシブコース	40
	情 報 ビジネス	80
	シ ス テ ム 工 学	40
	計	280
木 本	普 通	80
	総 合 学 科	160
	計	240
紀 南	普 通	120
	計	120
総	計	13,465

(通信制課程)

学 校 名	学 科 ・ コース名	入 学 定 員
北 星	普 通	240 (秋期)
	計	60
	計	300
松 阪	普 通	200
	計	200
総	計	500

(定時制課程)

学 校 名	学 科 ・ コース名	入 学 定 員
桑 名	普 通	40
	計	40
四日市工業	工 業 技 術	80
	計	80
北 星	普 通 (昼 間 部)	40 (秋期)
	情 報 ビジネス(昼間部)	40
	普 通 (夜 間 部)	40
	計	10
	計	130
神 戸	普 通	40
	計	40
亀 山	普 通	40
	計	40
みえ夢学園	総合学科(午前の部)	40
	総合学科(午後の部)	40
	普 通 (夜 間 部)	80
	計	160
上 野	普 通	40
	計	40
名 張	普 通	40
	計	40
松阪工業	普 通	40
	計	40
伊勢まなび	普 通 (午 前 の 部)	40
	普 通 (午 後 の 部)	40
	ものづくり工学(夜間部)	40
	計	120
尾 鷲	普 通	40
	計	40
木 本	普 通	40
	計	40
総	計	810

人 事 異 動

図書館法(昭和25年法律第118号)第15条及び三重県立図書館協議会条例(昭和25年三重県条例第62号)第2条第2項の規定により、次のとおり三重県立図書館協議会委員を委嘱します。

平成18年7月11日

三 重 県 教 育 委 員 会

- | | | | |
|-------|---------|-----------|---------|
| 1 氏 名 | 安 達 宗 子 | 池 上 綾 子 | 今 井 緑 |
| | 角 田 良 一 | 茅 谷 千 恵 子 | 佐 藤 義 則 |
| | 中 西 清 | 水 谷 正 | 山 崎 美 幸 |
| | 渡 辺 久 孝 | | |

2 任 期 平成18年8月1日から平成20年7月31日まで

お 知 ら せ

平成18年6月30日付け三重県公報号外により、「三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例（三重県条例第64号）」が次のとおり公布されました。

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年六月三十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第六十四号

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例（平成四年三重県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「庭球場」の下に「体育館」を加える。

別表中

「四 スポーツガーデンの多目的広場

施設

区 分	単 位	金 額 (円)
多目的広場	一時間につき	一、〇〇〇

「四 スポーツガーデンの体育館

（一）施設（会議室を除く。）

イ 全部利用の場合

区 分	金 額 (円)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合 六、八〇〇 (八、六〇〇)
	入場料を徴収しない場合 一、三〇〇 (一、九〇〇)
営利を目的として利用する場合	五、七〇〇 (七、〇九〇)
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収する場合 三、〇〇〇 (四、一六〇)
	入場料を徴収しない場合 一、三〇〇 (一、四一〇)

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 （ ） の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。

三 準備又は撤去するために施設等を利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツに利用する場合」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。

ロ 部分利用の場合

区 分		単 位	金 額 (円)
バスケットボール	児童生徒等	一面につき	1,100
	その他の者		1,300
テニス	児童生徒等	一面につき	1,100
	その他の者		1,300
バレーボール	児童生徒等	一面につき	760
	その他の者		1,500
バドミントン	児童生徒等	一面につき	370
	その他の者		760
卓球	児童生徒等	一台につき	150
	その他の者		500

に

備考 一 金額は、一時間（二時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(一) 小学校就学前の者

(二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

八 個人利用の場合

区 分		金 額 (円)
トレーニングルーム	児童生徒等	140
	その他の者	190

備考 一 金額は、一時間（二時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(一) 小学校就学前の者

(二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(三) 会議室

区 分	金 額 (円)
会議室	610 (880)

備考 一 金額は、一時間（二時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 () の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。

(三) 設備

区 分	金 額 (円)
設備及び器具一点又は一式につき	一九、〇〇〇

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

五 スポーツカーターの多目的広場
施設

区 分	単 位	金 額 (円)
多目的広場	一時間につき	二、〇〇〇

改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。